



# 活動再開に向けたガイドライン

～ 東京都バスケットボール協会 審判委員会 ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために全国的に活動自粛、行動制限が実施されておりましたが、段階的に解除がされてきている状況を鑑み、東京都審判委員会と致しまして、東京都及び各連盟で計画されている再開スケジュールに準じて段階的に審判活動を再開していくことになりました。

活動再開において、先般、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下JBA)からリリースされました

「JBAバスケットボール活動再開に向けたガイドライン」をベースに、感染拡大防止に配慮しながら進めてまいります。

審判員の皆様におかれましては、JBAからリリースされております「ガイドライン」及び、添付の「**東京都**審判・審判IR用活動チェックリスト」をご確認頂きまして、ご自身が「感染しない」、または「感染拡大させない」ための最大限の対応をお願い致します。

下記は東京都審判委員会として、特に注意して頂きたい箇所をJBAガイドライン等から抜粋した項目と、東京都の状況に合わせて追加した項目となります。

JBAからのガイドライン等をベースとしながら、下記項目には特に注意して頂きますようお願い致します。

## ■ 都合提出について

審判員と審判IRの安心と安全が最優先です。

ご自身の体調、家庭、職場環境等に、少しでも不安がある場合は、東京都への都合提出は「**×**」でかまいません。それにより不当な不利益が生じることは一切ございません。

## ■ 健康チェックシート（自己管理用）について

審判員・審判IRの活動を希望される方は、7月から本チェックシートを活用し毎日の体調チェックを実施して下さい。

## ■ 健康チェックシート（提出用）について

審判・審判IRの派遣が決まっている場合は、派遣2週間前から本チェックシートを活用し体調チェックを実施して下さい。

また派遣当日は、試合会場に持参して頂きまして、当日の審判責任者にチェックを受けて下さい。

提出は記入者本人が、指定の方法で提出して下さい。

※ 東京都協会からの審判割当： “健康チェックシート・提出用” を参照して下さい。

※ 各連盟での審判割当： 各連盟で回収、管理をお願い致します。（東京都への提出は不要です）

## ■ 大会当日について

審判・審判IR活動の当日に体調の異変（コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状等）がある場合は、所属連盟内の審判責任者に速やかに連絡をし、活動を中止して下さい。

それにより不当な不利益が生じることは一切ありません。

## ■ 会場の滞在時間について

会場の滞在時間については制限は致しません。（会場の入館時間や退館時間等の制限も致しません）

会場の滞在時間が長くなる場合は、手洗いやうがい、消毒をこまめに行うこと、3密を避け、感染予防に配慮した距離を保つこと等、感染予防を実施して下さい。

## ■ 移動について

公共交通機関は、ラッシュ時や混んでいる車両を避けて利用して下さい。

東京都と致しましては、車やバイク、自転車の利用は駐車場、駐輪場が確保できないため推奨は致しません。

但し、感染防止を理由にどうしても利用する場合は、事前に会場責任者に許可をとった上で利用して下さい。

無断で会場内に駐車駐輪すること、路上や商業施設に駐車駐輪することは厳禁です。

## ■ 自己対応について

移動時、控室利用時、試合観戦時、プレ/ポストゲームカンファレンス時はマスクを必ず着用して下さい。

3密を避け、感染予防に配慮した距離間を保って行動して下さい。

会場入り、試合前、試合後等、適宜、手洗い、うがい、アルコール消毒を行い、感染予防に努めて下さい。

会場設営や会場撤収のお手伝いをされる際には、上記感染予防対策をしっかりと実施して行って下さい。

## ■ 試合中について

審判同士、選手、コーチとの不要な接触を避けるようにして下さい。

## ■ 試合後について

審判・審判IR活動後、14日以内にコロナウイルス感染症への感染が発覚した場合、速やかに所属連盟の審判責任者に連絡して下さい。その際には審判・審判IR活動の「活動日時、会場、対戦カード、相手審判名、会場の滞在時間、その他接触した方」を報告して下さい。

# 活動再開に向けたガイドライン

～ 東京都バスケットボール協会 審判委員会 ～

## 各連盟審判委員長の皆様

- ・連盟内で審判依頼、派遣を行う際は、各会場で出来る限り感染予防対策を実施して下さい。  
(東京都から各連盟に消毒液等の感染予防品を提供することはできませんのでご了承下さい)
- ・連盟内で審判を依頼する際は、できる限り14日前までに依頼をするようにして下さい。
- ・当日の審判キャンセルが発生する可能性があります。普段より余裕をもった審判員の割り振りをお願いします。
- ・各連盟内で審判を依頼、派遣をする際の、「健康チェックシート（提出用）」は、各連盟で管理保管を行って下さい。  
東京都への提出は不要ですが、感染者が発生した場合には、提供をお願いする場合があります。  
個人情報が含まれますので、紛失、漏洩がないように管理して頂くことは当然のことながら、コロナウイルス感染症関連の用途以外での転用は 行わないようにご注意ください。
- ・所属審判員の都合を集約した結果によっては、JBAが提示している「ライセンス基準」とは異なる割当をすることも可能です。  
特例を適用する場合は、必ず事前に大会主催者と確認を行って下さい。
- ・ライセンス更新/取得以外の講習会は8月以降、JBAのガイドラインに従い、十分に感染予防を実施した上で開催して頂いて  
かまいません。  
ライセンス更新/取得のための講習会は、引き続きの自粛をお願い致します。  
(審判E級ライセンス、審判IR 3級はこれまで通り実施可能です)
- ・連盟所属の審判員・審判Rに感染者が発生した場合は、連盟審判委員長が状況を把握し、速やかに東京都審判委員長に  
連絡をするようにして下さい。